

基準30 誘導灯の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 この基準における用語の意義は、次によること。

- (1) 避難口とは、規則第28条の3第3項第1号に規定する出入口をいう。
- (2) 主要な避難口とは、避難口のうち次のいずれかに掲げる避難口をいう。
 - ア 避難階（無窓階を除く。）にあつては、屋内から直接地上へ通じる出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口をいう。
 - イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）にあつては、直通階段の出入口をいう。ただし、附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口をいう。
- (3) 居室とは、建基法第2条第4号に規定する居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室並びに駐車場、機械室、ポンプ室、倉庫及びこれらに類する室をいう。
- (4) 非常用の照明装置とは、建基令第126条の5に規定されているものをいう。

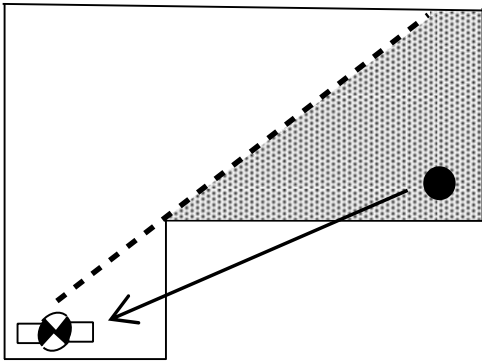
2 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分については、次によること。

- (1) 階段又は傾斜路以外の部分については、次によること。ただし、規則第28条の2第1項第3号及び第4号並びに第2項第2号及び第3号の規定を適用する場合を除く。
 - ア 設置の免除は、階単位とすること。
 - イ 地階（傾斜地等に存するもので避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、設置免除の対象外として取り扱うこと。
 - ウ 避難口誘導灯の設置を要する階で、通路誘導灯を設置免除する場合にあつては、居室、廊下又は通路の各部分が、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に包含されていること。ただし、規則第28条の2第2項の規定を適用する場合を除く。
- (2) 階段又は傾斜路のうち、非常用の照明装置により、常時、避難上必要な照度（床面において1ルクス以上）が確保されているとともに、階の表示等により避難方向が確認できる場合は、通路誘導灯の設置を要しない。☆

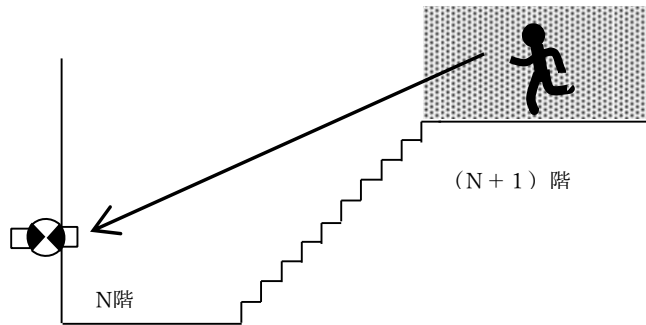
3 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、階ごとに次により設置すること。



- (1) 誘導灯の有効範囲は、原則として、階ごとに当該誘導灯までの歩行距離が、規則第28条の3第2項第1号又は同項第2号のいずれかの規定に定める距離以下となる範囲とすること。
- (2) 規則第28条の3第2項ただし書きに規定する「当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」の判断は、次の例によること。
 - ア 壁面があり、誘導灯の設置場所が死角となる部分（第30-1図参照）
 - イ 階段により、誘導灯の設置箇所の階数が異なる場合（第30-2図参照）

第30-1図



第30-2図

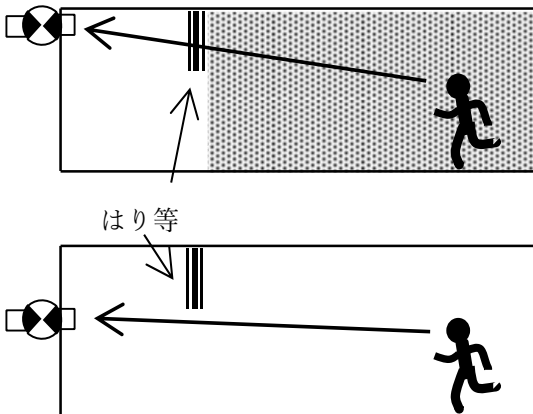


- 備考 1  は、誘導灯を示す（以下この基準の図中（第30-6図及び第30-7図を除く。）において同じ）。
 2  は、当該誘導灯を容易に見とのおすことができない部分又は識別できない部分を示す（以下この基準の図中において同じ）。

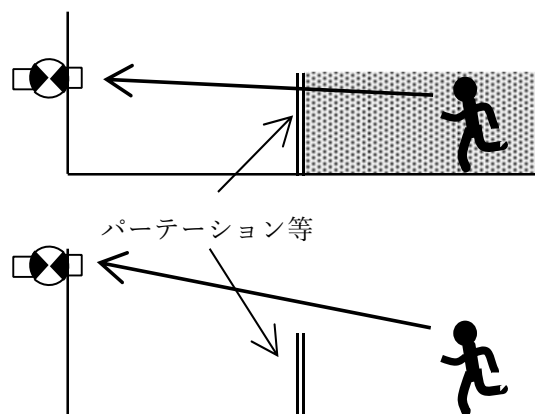
ウ 0. 4 m以上のはり、防煙壁又は吊広告その他これらに類するもの（以下この基準において「はり等」という。）の障害物がある場合。ただし、誘導灯がはり等より下方にある場合は除く。（第30-3図参照）

エ 1. 5 m程度以上の高さのパーテーション、可動間仕切、ショーケース、棚その他これらに類するもの（以下この基準において「パーテーション等」という。）の障害物がある場合。ただし、誘導灯がパーテーション等より高い位置に有効に設置されている場合は除く。（第30-4図参照）

第30-3図



第30-4図

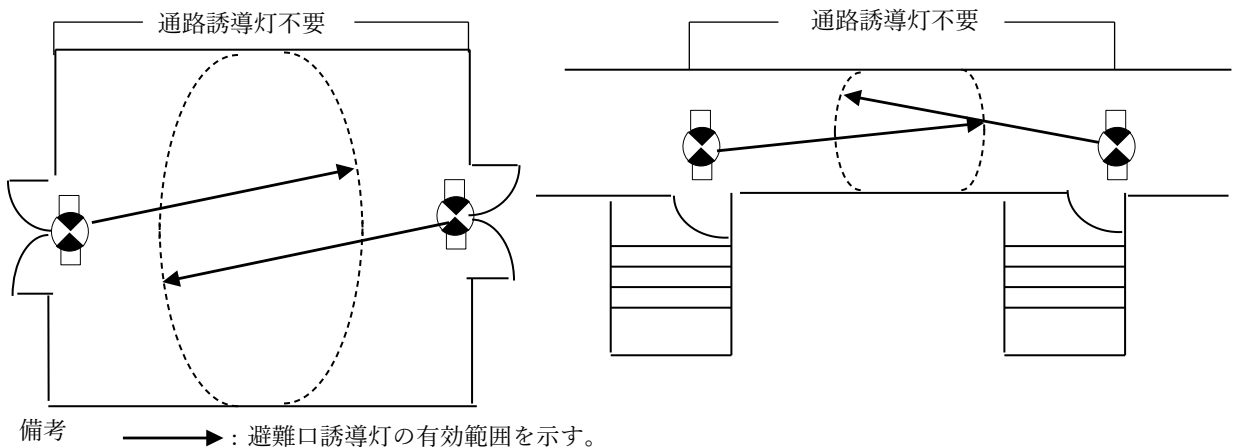


(3) 避難口誘導灯は、避難口の上部、同一壁面上の近接した箇所（当該避難口から概ね1 m以内をいう。以下この項において同じ。）又は避難口前方の近接した箇所等の当該避難口的位置を明示することができる箇所に設けること。

(4) 直通階段（屋内に設けるものに限る。）が地階（避難階を除く。）に通じている場合は、階段室の避難階への出入口の上部又は同一壁面上の近接した箇所に避難口誘導灯を設けること。ただし、避難階又は地上に通ずることが容易に判別できる場合は、この限りでない。◇

(5) 通路誘導灯を設置しなければならない防火対象物又はその部分で、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含されている場合は、通路誘導灯を設けないことができる。（第30-5図参照）

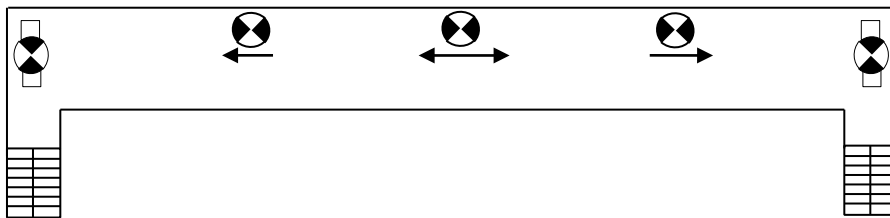
第30—5図



備考 → : 避難口誘導灯の有効範囲を示す。

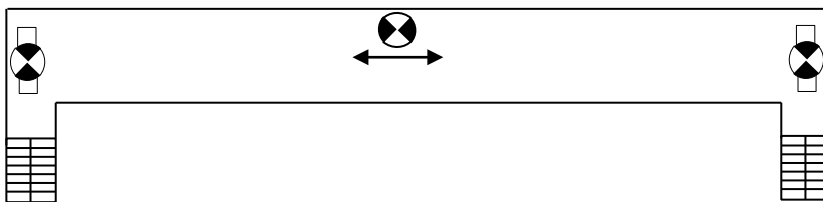
(6) 避難口への経路が2以上ある場所で、避難口から最も近い位置に設ける通路誘導灯の表示は、原則として、1方向への避難を表示し、その他のものは2方向への避難を表示すること。(第30—6図参照) ただし、設ける通路誘導灯の数が1の場合は、この限りではない。(第30—7図参照)

第30—6図



- 備考1 : 避難口誘導灯を示す (第30—7図において同じ)。
 2 : 通路誘導灯を示す (第30—7図において同じ)。
 3 : 避難の方向を示す (第30—7図において同じ)。

第30—7図



4 避難口誘導灯及び通路誘導灯の消灯については、次によること。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、避難口誘導灯及び通路誘導灯を消灯することができる。

ア 防火対象物が無人である場合又は無人となることがある場合 (休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されるものをいう。)。この場合において、防災センター要員、警備員及び宿直者等 (以下この基準において「防災センター要員等」という。)) が常駐している場合も無人とみなして差し支えない。

イ 外光 (自然光をいう。以下この基準において同じ。)) により避難口又は避難の方向が識別できる場所 (採光のための十分な開口部が存する場所をいう。)。ただし、消灯することができるの

は、外光により避難口及び避難の方向が明らかに識別できる間に限られるものとする。
 ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所（映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な第30-1表の左欄の用途に供される場所をいう。）

なお、消灯対象は、第30-1表の左欄に掲げる用途に応じて同表右欄に掲げる使用状態にある場合とする。

第30-1表

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（飲食又は酒類の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合は、消灯することはできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（飲食又は酒類の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場の上映時間中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

(2) 消灯の方法は次によること。

ア 消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、前(1).ウに規定する場所に設置する場合で、視覚効果、演出効果等の観点から消灯時間が最小限に設定されているときは、消灯を自動で行う方式とすることができる。

イ 個々の誘導灯ごとに消灯するのではなく、一括して消灯する方式とすること。

ウ 前(1).ウに規定する場所で消灯する場合は、当該場所の利用者に対して、次の事項について掲示又は放送等によりあらかじめ周知すること。

(ア) 誘導灯が消灯されること。

(イ) 火災の際には誘導灯が点灯すること。

(ウ) 避難口の位置及び避難経路等の避難の方法に関すること。

(3) 点灯の方法は、次によること。

ア 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して、消灯している全ての避難口誘導灯及び通路誘導灯が点灯すること。

イ 前ア以外の場合の点灯方法は、第30-2表によること。

第30-2表

消灯対象	点灯方法	
	自動	手動
(1) . アに規定する場合	照明器具連動装置 扉開放装置 施錠連動装置 赤外線センサー等	防災センター要員等により、消灯対象の状況に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
(1) . イに規定する場所	照明器具連動装置 光電式自動点滅器等	
(1) . ウに規定する場所	照明器具連動装置 扉開放連動装置等	
(1) . エに規定する場所	照明器具連動装置等	

備考1 消灯対象に応じた点灯方法としては、上表に掲げるものからいずれかの方法を選択すること。

2 自動を選択した場合であっても、点滅器を操作することにより、手動でも点灯できること。

(4) 配線等は、次によること。

ア 消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。

イ 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

ウ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、本基準第1.4.(1).ウに規定する場所に設ける場合は、防災センター等のほか、当該場所を見通すことができる場所又はその付近に設けることができる。

エ 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

5 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、次によること。

(1) 次に掲げる防火対象物又はその部分（自動火災報知設備を設置しているものに限る。）には、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設置すること。◇

ア 令別表第1(6)項ロ及び同項ハに掲げる防火対象物又はその部分のほか視力又は聴力の弱い者が出入りするもので、これらの者の避難経路となる部分

イ 百貨店、旅館、病院、図書館、博物館、美術館、車両の停車場、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で、雑踏等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

(2) 点滅及び音声誘導の起動は、次によること。

ア 自動火災報知設備の感知器からの火災信号のほか、受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅及び音声誘導が起動すること。

イ 規則第24条第5号ハ、同条第5号の2ロ又は同規則第25条の2第2項第3号チに掲げる防火対象物又はその部分で、自動火災報知設備の地区音響装置又は放送設備の区分鳴動を行うものにあつては、区分鳴動を行う階について、点滅及び音声誘導が起動すること。

なお、地区音響装置又は放送設備が全区域鳴動になった場合は、点滅及び音声誘導も同時に

全区域で起動すること。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は非常警報設備の放送設備が設置されている防火対象物又はその部分における点滅及び音声誘導は、火災警報又は火災放送に合わせて起動すること。

(3) 点滅及び音声誘導の停止は、次によること。

ア 点滅及び音声誘導により誘導される避難口からの避難経路として使用される直通階段の階段室が煙により汚染された場合にあつては、当該避難口に設置されている誘導灯の点滅及び音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、次に掲げる場所に設置するものにあつては、この限りでない。

(ア) 屋外階段又はその附室の出入口

(イ) 屋内避難階段等の部分を定める件（平成14年消防庁告示第7号）に適合する開口部を有する屋内避難階段の出入口

(ウ) 特別避難階段の階段室又はその附室の出入口

(エ) 規則第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口

イ 前アにおいて、当該階段室部分の煙を感知し点滅及び音声誘導を停止するための煙感知器を規則第23条第4項第7号の規定に準じて設けること。ただし、自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室部分の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合は、煙感知器と連動して停止させることで足りる。

ウ 音声により警報を発する自動火災報知設備又は非常警報設備の放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、音声誘導を停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

6 客席誘導灯は、次によること。☆

(1) 客席の側面（固定いすの脚部を含む。）又は床面に設けること。

なお、床面に設ける場合にあつては、荷重により破壊されない強度を有するものであること。

(2) 客席誘導灯は、室内通路の全ての床面の中心線において、0.2ルクス以上の照度を有すること。

7 電源及び配線は、次によること。

(1) 「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年消防庁告示第2号。以下この基準において「告示2号」という。）の要件に該当する防火対象物で、誘導灯の非常電源の容量を、60分間以上としなければならない避難経路については、次のいずれかに該当する部分とする。（第30-8図参照）

ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

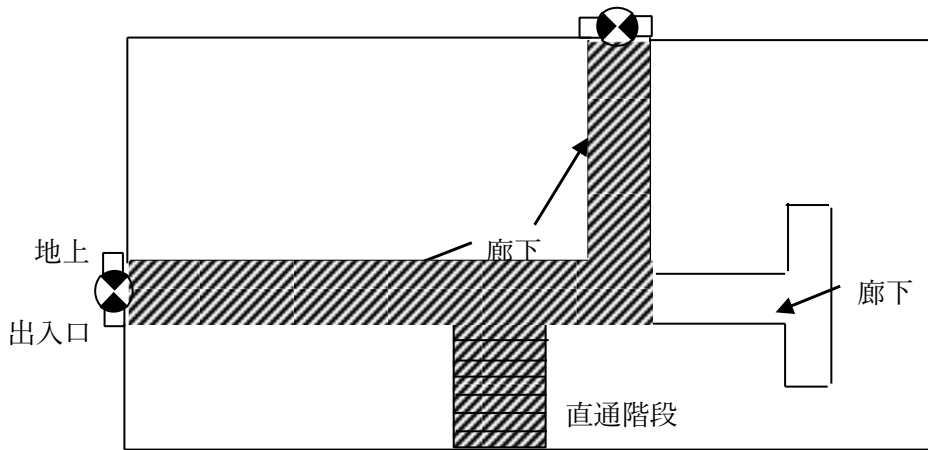
イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）


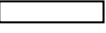
ウ 直通階段

エ 避難階の廊下及び通路でアとウを接続する部分

オ 乗降場（地下階にあるものに限る）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路

第30—8図



- 備考1  は、非常電源の容量を60分間以上としなければならない部分
 2  は、非常電源の容量を60分間以上としなくてもよい部分

- (2) 非常電源の容量を60分間以上とする場合で、20分間を超える時間における作動に係る容量について自家発電設備によることができるものとする。この場合において、蓄電池設備と自家発電設備の切り替えが円滑に行えるように措置すること。
 (3) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

8 蓄光式誘導標識等は、次によること。

- (1) 高輝度蓄光式誘導標識の平均輝度は、告示2号に定めるもののほか、次によること。
 ア 規則第28条の2第1項第3号及び規則28条の2第2項第2号の規定における高輝度蓄光式誘導標識は、避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15メートル以上となる場合にあっては、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の表示面が300ミリカンデラ/㎡以上の平均輝度を有すること。
 イ 規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、通常の照明が消灯してから60分間経過した後の表示面が75ミリカンデラ/㎡以上の平均輝度を有すること。
 (2) 前(1)．アの避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合において避難上有効な視認性を確保するため、次式により求めた高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

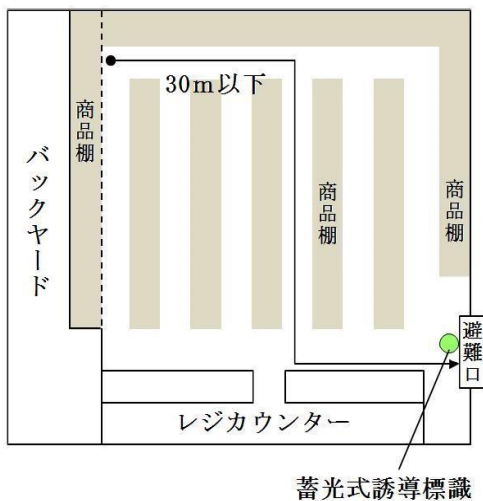
$$D \leq 150 \times h$$

D : 避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離 [m]

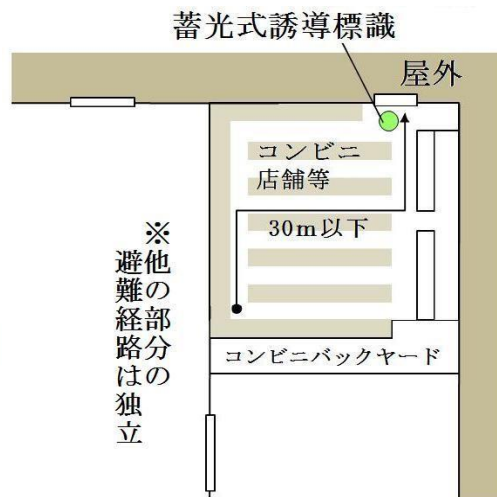
h : 蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法 [m]

- (3) 規則第28条の2第1項第3号イ、第2項第2号イ及び第3項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいう。(第30—9図及び第30—10図参照)

第30-9図



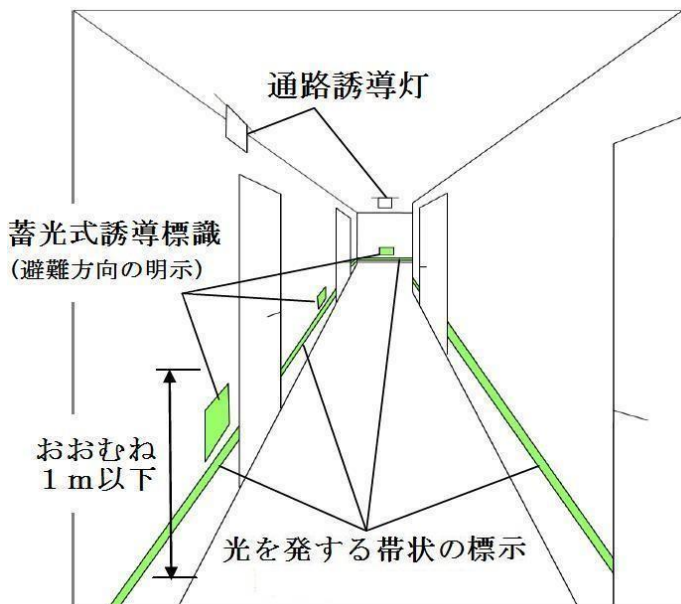
第30-10図



(4) 床面又はその直近に設ける蓄光式誘導標識は、次によること。

- ア 告示2号、第3の2. 2に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床からの高さがおおむね1 m以下の避難上有効な箇所をいう。(第30-11図参照)
- イ 告示2号、第5. 3. (1)によるほか、床面に設けるものにあつては、すべりに対する転倒の危険性に配慮したものとすること。

第30-11図

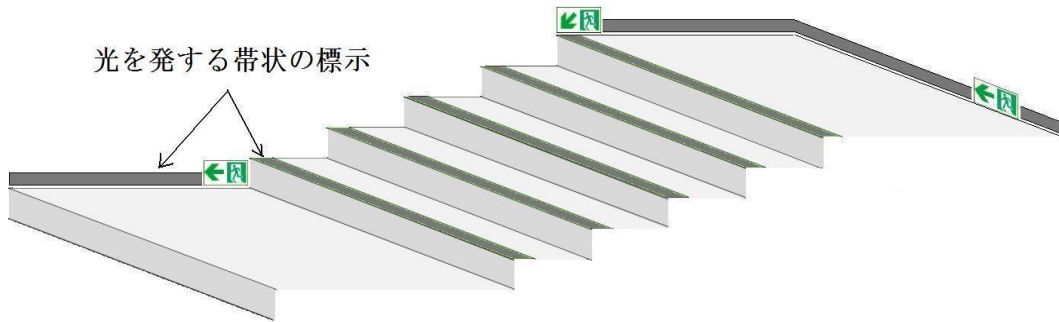


(5) 階段、傾斜路、段差等に設ける蓄光式誘導標識は、次によること。

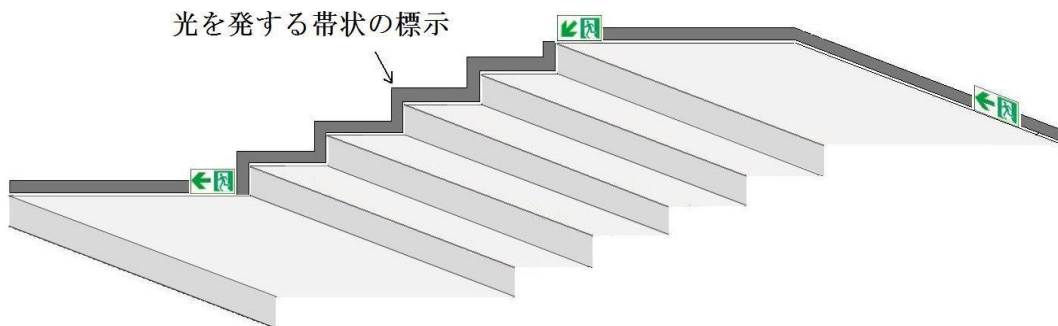
- ア 避難時の転倒、転落等を防止するため、階段、傾斜路、段差等の始点及び終点となる箇所並びに踊り場の始点及び終点に蓄光式誘導標識を設け、「避難方向を示すシンボル」の向きは、避難時の上り、下りの方向に合わせたものとすること。◇ (第30-12図及び第30-13図参照)
- イ アにおいて、避難時に下り方向で用いられる階段については、蓄光式誘導標識を設けるとともに、踊り場及び段鼻先端部等に光を発する帯状の標示を設けること。◇ (第30-12図及

び第30-13図参照)

第30-12図



第30-13図



(6) 告示2号第3の2ただし書きに規定する「光を発する帯状の標示」は、次によること。

ア 連続したライン状の発光体を用いたものであること。

イ 停電等により通常の照明が消灯してから20分間(規則第28条の3第4項第10号の規定においては通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあっては60分間)経過した後ににおける当該表面の平均輝度が、おおむね次式により求めた値であること。

$$L' \geq L 100 / d'$$

L' : 当該標示の表面における平均輝度 [ミリカンデラ/㎡]

L : 2 [ミリカンデラ/㎡]

d' : 当該標示の幅 [mm]

ウ 設置場所の空間把握が可能となるように設けること。

エ 避難方向を示す蓄光式誘導標識を併設すること。◇

オ 階段部分に設ける場合は、踊り場及び段鼻先端部等に設置すること。

第2 特例適用の運用基準

令第32条又は条例第45条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

1 次に掲げる防火対象物又はその部分には、誘導灯を設置しないことができる。

(1) 令別表第1(6)項ニ(幼稚園又は実態上これに準ずるものに限る。以下この項において同じ。)

又は(7)項(各種学校その他これに類するものを除く。以下この項において同じ。)に掲げる防火対象物(地階を有するもの又は地階を除く階数が11以上のものを除く。)で、日出から日没までの間のみ使用し、かつ、避難上採光が十分であるもの

- (2) 令別表第1(14)項(荷さばき室等を有しないものに限る。)に掲げる防火対象物で、階数が1のもの
- (3) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の部分のうち、次に該当するもの
 - ア (5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分で、特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年3月25日総務省令第40号)に定める開放型の廊下及び階段室(避難上採光が十分なものに限る。)に該当し、かつ、不特定多数の者の避難経路とならないもの
 - イ (6)項ニ又は(7)項に掲げる防火対象物の用途のみに供される部分(地階、無窓階及び11階以上の階にあるもの並びに屋内階段部分を除く。)で、日出から日没までの間のみ使用し、かつ、避難上採光が十分であるもの
- (4) 令別表第1に掲げる防火対象物の部分で、個人の住居の用途のみに供されるもの
- (5) 令別表第1に掲げる防火対象物の避難階の居室及び廊下等で、窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難することができ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならないもの
- (6) 建基令第2条第1項第8号の規定により、階数に算入されない地階(階層が1のものに限る。)又は塔屋で、内装が準不燃材料で仕上げられているもの(階段部分を除く。)

2 次に掲げる防火対象物の避難口には、避難口誘導灯を設置しないことができる。

- (1) 規則第28条の3第3項第1号イ又はロに規定する避難口(地階及び無窓階にある避難口を除く。)のうち、居室(建基法第2条第4号に規定する居室を除く。)内の各部分から当該避難口を容易に見とおし、かつ、識別できる常時出入の用に供する避難口で当該居室の床面積が100㎡(主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡)以下の場合
- (2) 避難口が、近接(おおむね1m以下をいう。)して2以上設けられているもののうち、任意の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により、容易に識別することができる他の避難口。この場合において、避難口誘導灯を設けないこととした避難口には、状況に応じて誘導標識を設けること。

3 次に掲げる防火対象物の部分には、通路誘導灯を設置しないことができる。

- (1) 令別表第1に掲げる防火対象物に設けられた屋外階段で、不特定多数の者の避難経路とならないもの
- (2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(11)項、(12)項イ、(13)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物に設けられた階段(地階又は11階以上の部分を除く。)で、避難上支障が認められないもの
- (3) 階段付近に設けられた避難口誘導灯により、規則第28条の3第4項第4号に規定する照度が確保できる当該階段部分
- (4) 居室内の各部分から当該居室の出入口(避難口へ通ずる廊下又は通路へ通ずる出入口に限る。)を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、その1に至る歩行距離が、規則第28

条の2第2項に掲げる数値以下となる場合の当該居室内通路の部分

4 次に掲げる防火対象物の部分には、客席誘導灯を設置しないことができる。

(1) 客席に面して設けられた避難口誘導灯により、客席内通路の床面の照度が、0.2ルクス以上となる部分

(2) 上屋等のみが設けられた観覧場等で、容易に避難することができるものと認められるもの

5 規則第28条の3第4項第3号の規定により、A級又はB級（BH形又は避難口誘導灯あつては点滅機能を有するものに限る。）の誘導灯を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、主として当該防火対象物又はその部分の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所に誘導灯を設置する場合は、BL形又はC級とすることができる。（第30-3表参照）

第30-3表

	避難口誘導灯	通路誘導灯
BH形	B級のうち、表示面の明るさが20カンデラ以上のもの	B級のうち、表示面の明るさが25カンデラ以上のもの
BL形	B級のうち、表示面の明るさが20カンデラ未満のもの	B級のうち、表示面の明るさが25カンデラ未満のもの